

令和7年度 城山小学校 学校いじめ防止基本方針

「いじめ」とは児童・生徒に対して、一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条 一部省略）

上記に示すように、「いじめ」は児童の心身又は財産に重大な被害をもたらしたり、児童が学校に登校できない事態を生じさせたり、ひいては生命に危険を及ぼしたりする可能性が大きく、重大かつ迅速な対応が求められている懸案事項である。

本校では「**いたわり はげます 平和な学校**」を学校教育目標に定め、全ての児童が笑顔で毎日登校できる、いじめのない平和な学校づくりに取り組んでいる。

そこで、いじめの問題への対策・対応を全教職員・保護者・地域及び関係諸機関一丸となって進めることにより、いじめの防止、早期発見、いじめに対する措置を実効的なものにしていきたい。そのために、法により新たに規定されたいじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容を明確にするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止及び根絶を目指した取組を定める。

【めざす子供の姿】

自律：みんなが仲間のために動き、幸せいっぱいになるために、例示を基に考え、判断し、決定し、自ら行動する

対話：仲間と共に生きるために、仲間の考えのよさを認め、対話を通して仲間と納得解を出す

選択：問題の解決の仕方を学ぶために、仲間のよいところや学んだことからよりよい方法を選択し、情報や技術を活用して、まずやってみる

いじめ対策委員会

校内におけるいじめの防止、早期発見、いじめに対する措置を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置する。本校においては校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、当該学年の担任（3名）で「いじめ対策委員会」を組織し、事案発生の疑いがある場合は、教頭・教務主任・生活指導主任・学級担任が連携を取り、迅速かつ正確な事実確認のための聞き取り調査を行う。また、いじめの事実が確認できた場合には、直ちに校長のリーダーシップの下、いじめ対策委員会を中心として児童への指導、保護者への連絡を行うと共に、教育委員会と連携して対応していく。

専門家・外部関係者

本校における専門家・外部関係者としてスクールカウンセラー、学校相談員、相談業務を行っている学校カウンセラーを位置づける。

また、必要に応じてスクールカウンセラーの派遣を要請する。

育友会・地域との連携

育友会や地域の主任児童委員・民生委員、自治会関係者等とともにいじめ問題について協議する「城山の子を守る会」を設け、いじめ根絶に向けた地域ぐるみの対策を推進する。

関係機関との連携

いじめの実態に応じて、長崎市教育委員会の指導を受け、長崎市教育研究所、長崎市少年センター、長崎子ども・女性・障害者支援センター、管轄警察署等との連携を行う。

児童会としての取組

児童会活動において、「いじめゼロ宣言」の策定を行ったことを受け、全校的な議題としていじめに関わる問題を取り上げるなど、児童が自主的に取り組む活動を計画的に仕組み、指導・支援する。

（いじめの禁止）第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

※いじめ防止対策推進法より抜粋

（保護者の責務等）第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

(学校及び学校の教職員の責務) 第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

いじめの防止

いじめを生まない生き生きとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域社会との連携を強化し、いじめ問題を自分たちの問題と捉えられる児童の自己指導能力の育成に努める。

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| ①わかる授業づくりを進めるための授業改善 | ⑥児童の自己指導能力の育成 |
| ②教師の指導力向上を目指した校内研修の充実 | ⑦校内指導体制の確立 |
| ③満足感・達成感を伴った自己肯定感の育成 | ⑧家庭・地域社会との連携強化 |
| ④人権意識と生命尊重の態度の育成 | ⑨学校基本方針の周知 |
| ⑤道徳的実践力を培う道徳教育の充実 | ⑩学校基本方針による取組の評価 |

いじめの早期発見

児童に関する情報を全教職員で共有化することは、いじめ問題への具体的取組の第一歩である。このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つ。併せて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談を実施することにより、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に努める。

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| ①職員による観察や情報交換の工夫 | ④育友会や地域の関係団体と連携した情報の収集 |
| ②定期的なアンケート調査や個人面談等の実施 | ⑤学校以外の相談窓口についての周知・広報 |
| ③教育相談体制の整備と学校内外の専門家活用 | |

いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すと共に、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

- | | |
|------------------------|--------------------------------|
| ①いじめの発見や相談の際の正確かつ迅速な把握 | ④いじめた児童への指導又は保護者への助言 |
| ②いじめ対策委員会を中心とした組織的な対応 | ⑤いじめを抑止し、いじめを許さない集団づくり |
| ③いじめられた児童及び保護者への支援 | ⑥警察や法務局等との適切な連携によるネット上のいじめへの対応 |

重大事態発生時の取組

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた、相当な期間学校を欠席することを余儀なくされた、児童や保護者から申立があった、このような場合には重大事態発生と判断する。

- | | |
|----------------------|------------------------|
| ①重大事態を認知した場合の迅速な発生報告 | ④事実関係を明確にするための調査の実施 |
| ②教育委員会と連携した調査主体の決定 | ⑤いじめられた児童が死亡した場合の対応と配慮 |
| ③教育委員会と連携した調査組織の決定 | ⑥調査結果の設置者への報告及び被害者への説明 |

いじめが発生した場合の対応 (フロー図)

いじめの情報

- いじめが疑われるような動きがあった場合
- 本人・友人からの通報やアンケートによりいじめを発見した場合
- 児童や保護者、地域住民から相談や通報があった場合

情報キャッチャー

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為をやめさせる。
- 一人で抱え込まず、速やかに関わりのある教職員に報告し、組織で対応する。

担任・学年主任・生活指導主任へ報告

直ちに報告する

教頭・校長への報告

- 速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめ対策委員会と連携して、いじめの事実の有無の確認を行う。

いじめ対策委員会

関係機関

- 「いじめ対策委員会」での関係児童からの聴き取りや今後の指導・支援体制を組む。
- 犯罪行為として取り扱うべきものと判断した場合は、ためらうことなく、所轄警察署に相談し、適切に援助を求める。

被害児童への継続した支援

- 被害児童を守り通すとともに、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
- 日記や面談を通して日々の状況を細かく確認する。

加害児童への継続した指導

- いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

保護者への継続した支援と助言

- つながりのある教職員を中心に、**即日、関係児童（加害、被害とも）の家庭訪問を行い**、事実関係を伝えとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

状況に応じて指導・支援体制を検討し、「組織」でより適切な対応を行い、いじめへの取組を行う。

いじめのチェックリスト

1. 児童の学級内での様子の変化

- 体の怪我やあざ、理由のはっきりしない衣服の汚れはないか
- 態度がおどおどしていたり、教師と目を合わせようとしたり、避けたりしないか
- 嫌なあだ名で呼ばれたり、友だちの重い物を持たされたり、交友関係が急に変わったりしていないか
- 持ち物が隠されたり壊されたり、黒板やトイレにあだ名で落書きされたりしていないか

2. 学級の児童全体としての様子の変化

- 教師の話や指導が空回りしているような雰囲気や、児童同士の関係に違和感はないか
- 特定の児童の遅刻・早退・欠席が目立つことはないか
- 特定の児童の発言に対して、笑いや冷やかしたり、正当な評価が得られない等のことはないか
- 友だちとのふざけ合いで、いつもやられ役が決まっていたり、教師の目が届かない場所に集まっていたりすることはないか

- 一人だけ真面目に掃除をしているが、周りの児童は遊んでいるということはないか
- 学級の話合い活動で、役員や選手の選出・学級内の問題が生じた時に特定の児童の名前が出ることはないか

3. 児童の家庭内での様子の変化

- 理由のはっきりしない衣服の破れや汚れが頻繁に起こることはないか
- 児童の持ち物がなくなったり、教科書やノートに落書きが書かれていたりしていないか
- 急にお金をねだったり、金品を持ち出したり、必要以上にお金を持っていたりすることはないか
- 急に学習意欲がなくなったり、成績が急に下降したりしていないか
- 朝の起床や登校が遅くなったり、体調不良を訴えて、遅刻・早退を繰り返したりしていないか
- きちんと説明できないあざや傷が体や顔にできていることはないか
- 部屋で泣いていたたりうなされたりしていないか
- 友達の電話や呼び出しを嫌がることはないか

令和7年度 年間活動計画（研修計画も含む）

月	活 動 内 容	月	活 動 内 容
4月	前年度引き継ぎ、児童理解全体会	10月	ピースアンケート
5月	ピースアンケート、育友会総会	11月	ピースアンケート、人権週間へ向けた取組
6月	ピースアンケート、教育週間 学校支援会議における情報交換	12月	ピースアンケート、人権集会、アセス実施 児童個人面談（全員）、保護者個人面談（希望者）
7月	ピースアンケート、児童個人面談（全員） 保護者個人面談（全員）、アセス実施	1月	ピースアンケート、アセス結果分析・情報共有 児童理解全体会
8月	アセス結果分析・情報共有、児童理解全体会 いじめ防止に関する校内研修	2月	ピースアンケート、アセス実施
9月	ピースアンケート	3月	ピースアンケート、引継ぎシート作成 年間の取組の検証・評価

様々な相談機関

相 談 機 関	電 話 番 号	住 所	相談可能な時間
こども総合相談（子育て支援課）	095-825-5624	長崎市桜町6-3 市役所別館	平日 8:45～17:30
長崎市教育研究所（教育相談）	0120-556-275	長崎市魚の町5番1号 市民会館	平日 9:00～17:00
こども・女性・障害者支援センター	095-844-6166	長崎市橋口町10-22	平日 9:00～17:45
子どもの人権110番	095-827-7831	長崎市万才町8番16号 法務局	平日 8:30～17:15